

京都市告示第505号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年1月7日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
上高野経446号線	左京区上高野山ノ橋町3番地の6地先から 同町3番地の22地先まで	メートル 22.50	メートル 6.01 ~ 9.14
久我経116号線	伏見区久我西出町1番地の51地先から 同町74番地地先まで	112.40	9.00 ~ 19.47

(建設局土木管理部道路明示課)